

会 議 録

1 会議名

令和元年度第9回直江津区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【報告事項】

公の施設の使用料改定について（公開）

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について（公開）

【自主的審議事項】

直江津まちづくり構想について（公開）

3 開催日時

令和元年10月15日（火）午後6時00分から午後7時28分

4 開催場所

上越市レインボーセンター 第三会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 青山恭造（会長）、竹内明美（副会長）、増田和昭（副会長）、
磯田一裕、伊藤邦雄、久保田幸正、小林克美、坂井芳美、田中美佳、
田村雅春、中澤武志、町屋隆之、丸山朝安、水澤敏夫（欠席4名）
- ・ 事務局： 北部まちづくりセンター：滝澤センター長、小池係長、霜越臨時職員
スポーツ推進課：田中課長、石田副課長、川瀬主任
行政改革推進課：大瀧課長、島田副課長

8 発言の内容

【滝澤センター長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【青山恭造会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：竹内副会長、田中委員に依頼

議題【報告事項】公の施設の使用料改定について、スポーツ推進課、行政改革推進課へ説明を求める。

【スポーツ推進課：田中課長】

- ・資料No.1「公の施設の使用料改定について」に基づき説明

【青山恭造会長】

説明に対し質疑を求める。

【田村委員】

資料の「使用料改定の背景と目的」内に「利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要がある」という文言があるが、市ではどのようなことで環境の変化が起きていると分析されているのか。

次に10月から消費税率が10%になったが、資料の「使用料算定の考え方」内に「維持管理費の二分の一を負担していただく」とある。私達は施設の維持管理費が分からない。どのくらいの維持管理費が掛かり、その内どのくらいを市で賄っているのかを教えてください。

次に調整率を1,000円以下の施設が1.2倍、1,000円以上の施設が1.1倍としているが、その根拠を教えてください。

【行政改革推進課：大瀧課長】

最初に利用者数による環境の変化だが、上越市では平成17年の市町村合併時に人口が約20万人であったが現在は19万人程度まで減少している。20年後を見据えた場合、一つの試算の中で人口が14万人程度まで減少するという推計もある。この人口減少は上越市だけではなく全国的な傾向である。市も人口の増加策として様々な政策を施しているが、人口減少に伴い施設の利用者数も減る傾向にあるので、それが「環境の変化」というところである。参考までに直江津区の「人口・世帯に関する基礎データ集」を配付させていただいた。現在、約1万9,000人の直江津区の人口が、約40年後には30%減少して約1万2,000人程度になると推計されている。このようなことから、人口減少に合わせて環境の変化が当然伴ってくるだろうと考える。それと併せて施設は経年劣化するが、その中で上越市においては新しい建物を建てるのでは

なく、今ある施設を有効的に使い、施設を大切にし、予防的な修繕を施して末永く使うという考えを持っている。それを総称して環境変化と表している。

2点目の維持管理費については、レインボーセンターを例に挙げると、年間で約3万3,000人の利用者数があり、維持管理費として約1,500万円の維持管理費が掛かっている。併せて減免対象とならない利用者の方々からいただく使用料収入が約300万円であり、減免対象となる方々の減収する部分が約70万円である。これを計算すると、収入で賄える割合が24%。利用者の負担が約2割程度という現実がある。本来、全体の管理費用の100%を利用者から負担していただくことが一番よいが、現実的には公共施設なので、広く税金で賄う部分を2分の1、直接施設を利用するの方々から使用料として2分の1を負担していただくこととしている。

次に調整率の考え方については、金額の少ないほうが1.2倍で金額の大きいほうが1.1倍とさせていただいた。その仕組みについては、負担感を考えると実際単価が低いところは、値上げ額が10円だったり、高くても100円単位になったりしているが、例えば市民プラザのような大きな施設やリージョンプラザ上越は、単価が1万円や2万円になった場合、2割程度上げてしまうと負担感が高くなり利用することを控えてしまうおそれがある。それを懸念しているので、負担感を考えると単価の安い施設は1.2倍とし、単価の高い施設は比較的に負担感が大きいということで1.1倍とし、傾斜配分をして調整している。

【田村委員】

「改定使用料案の新旧対照表（直江津区）」を見るとレインボーセンターは倍率が約1.2倍と高いが、直江津学びの交流館は1.02倍と低い。この根拠は何か。

【行政改革推進課：大瀧課長】

レインボーセンターは、単価が1,000円を超えているので1.1倍とさせていただいた。学びの交流館は算定基準がC区分であり、すでに管理費の2分の1相当分を利用者の方々からいただいているため今回は消費税の差額分の2%だけ上昇している。

【青山恭造会長】

他にないか。

【町屋委員】

「算定の考え方等」の基準で「基準C」は「既に適正な利用者負担がなされている施設」となっているが、これは分かりづらくないか。今までの利用形態の中で、例えば2

分の1を行政負担しているとあるが「C」というのは、そういう部分がないのか。確かに基準の「A」と「C」を比べたら直江津区の場合でも随分違う。「C」の部分の説明をもう少ししていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

「基準C」は、すでに適正な利用者負担がなされている施設である。

資料に算定例として総合体育館を挙げているが、こちらは利用率が高く、維持管理費に対して、すでに2分の1相当分以上を負担してもらっているので、今回の改定で基準をすでに満たしている。結果として、2分の1相当以上のものをこれ以上いただくわけにはいかないなので、消費税相当分の増額としている。

【町屋委員】

適当な利用者負担は、あくまでも行政が2分の1を負担した部分に関してだけで、利用者数の多い施設は2分の1もらっているという理解でよろしいか。

【行政改革推進課：大瀧課長】

その考え方のおりである。

【磯田委員】

維持管理費2分の1負担がすごく気になっている。例えば、直近でできた施設は維持管理費がまだそんなに掛かってこない。レインボーセンターと直江津学びの交流館の差が、もしかしたら、レインボーセンターはかなり老朽化しており維持管理費がかなり掛かってきていて、その2分の1という論理なのかなという気がする。今ある古い建物はどんどん維持管理費が上がっていく。新しい施設は利用者も多く、維持管理費も早々には掛かってきていない。そのような状況の中で料金が決まってくると思っ持っているのではないかと感じており、その維持管理費2分の1負担というのがベースとなって決まっているということ自体がおかしいのではないか。

【田村委員】

古い施設は減価償却が終わっているのではないか。その辺も含めてお聞きしたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

皆さんのおっしゃることもよく分かる。民間の施設だと、例えば新しいホテルは綺麗で魅力があり、設備も最新のため、値段が高いのも商品価値として理解できる。逆に古い建物だと、魅力がなかったり、古いので敬遠されたり、設備が古かったりして値段が安い。安くしないとお客さんが集まらないので民間の市場原理では確かにその通りであ

ると考える。一方、公共施設は税金で運営しているので、経費の削減や収入確保の観点については民間と一緒にだが、収益性の低い施設も当然運営しなければいけない。それが公共施設の役割であると考えており、特定の施設だけに利用が集中しないように、住民の皆さんが均等に広く全市的に使うところは単価を統一し維持管理のみをもって料金算定するだけではなく、どこの施設を利用しても単価に差があまり出ないように水準を統一するという事も考え算定している。

そして田村委員からも話があったが、減価償却については、行政は複式簿記による経理方式ではないので、減価償却によって費用を加算するというのは経理上する必要はない。老朽化施設に関しては当然、修繕に掛かる経費が上がるといったことは現実的にある。

最後に、古い、新しいだけで公共施設を区別して料金設定するのではなく、公共施設という性格上、広く公平に市民の皆さんに使っていただくため、どの施設も同じ料金設定で利用できるようにしたいという基本的な考え方がある。

【田村委員】

もう一つ別の視点でお聞きしたい。五智交通公園のことだが、これは、小・中学生が使っているのだから、せめて倍率が1.02にならないのか。教育的な観点を考えていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

値上げ幅だけを見ると10円の値上げなので、そこは市全体の財政状況も踏まえて理解をいただければと思う。子ども達の公共施設の利用については、子ども料金の設定や団体で利用する際の団体割引・減免制度を活用できる場合もある。

【町屋委員】

五智交通公園のゴーカートも「C」である。「B」に関しての地域の集会施設が、この区では新しい、この区では古くても、そこで値段の差はつけられないというのは理解ができる。どうしても地元の施設を使うのは当たり前なので、新しいから、新しい価格で料金設定をするのはひどい話なので、やはり「C」なのだと思う。「C」はどちらかというと特殊な区分けになるのかと思うが、例えばフィッシングセンターや五智交通公園だったらとても分かりやすい。そこで先ほどの磯田委員の質問であったレインボーセンターと直江津学びの交流館の使用料を比べた時の「A」と「C」の違いについて、もう少しわかりやすい説明をしていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

レインボーセンターと直江津学びの交流館で大きく違うのが、直江津学びの交流館の利用率のほうが高いということである。従って、先ほどから申し上げているように、管理費の2分の1を使用料として利用者から負担していただくという考えの下で、直江津学びの交流館は利用率が高いので、現状において使用料で2分の1を負担していただいている。それが大きな違いである。

【増田副会長】

前回は改定しているが、前回の改定がいつだったかと、この見直しの周期は決まっているのかを教えていただきたい。利用者負担の適正化なので、環境の変化によって一定程度適正化を図るために周期的に見直すと思うので、その辺の考え方を聞かせていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

前回の全市的な改定は平成27年10月に行われている。消費税の改定の前に行うという考えもあったが、昨年上げてまた今年消費税の改定に合わせて改定するとなると、短い期間で利用者の方々に料金の改定を2回お願いすることになるので、それは避け、今回、10月の消費税の改定に合わせて来年度の4月1日の利用分から上げるということとした。

前回の改定を行った3年前は、負担調整の割合を最高で1.5倍とし最高で5割程度上げた。今回も、どのくらい上げるかシミュレーションしたが、前回1.5倍で、今回も1.5倍にすると1.5×1.5で2.25倍になってしまうため、今回は上限でも1.2倍に設定した。

次に、見直しの周期についてだが、今後は5年後を予定している。過去の例を見ると、消費税の改定に合わせて行ったり、周期が3年や4年だったりとさまざまだったが、ある程度利用者の方々に料金を覚えてもらいたいということと、あまり頻繁に改定することによって、料金表を刷り直したり、ホームページ上で料金を表示したりする事務コストも掛かるので、改定に伴う事務コストと利用者の方々の料金に対するご理解を総合的に考え、今後は5年ごとに改定していこうと考えている。

【磯田委員】

公の施設の使用料改定は、全市の公の施設がベースとなっているものか。特例で別なところはあるか。何故このようなことを聞くかと言うと、別の所で使用料について相談

をしているところがあるが、これだけのお金を掛けたのだから、これぐらいの使用料になるのではないかと、というような話を聞いている。維持管理費の2分の1負担が原則だとすると、聞いている話が違うのかと思うので、その原則と考え方を教えていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

原則は、先ほどから説明しているとおりの2分の1である。例外は確かにある。例えば保育園や公営住宅などは例外としている。その理由としては、保育園は国の基準で一律保育料の算定基準があり、それに準じて定めている。市が独自に決められない部分があるので、別の料金設定をしている。それと公営住宅も維持管理費の一定割合をもらう必要があるという考え方は一緒だが、公営住宅は空室にしておいても仕方がない施設という側面もあるので、家賃相場も考慮し、民間のアパートやマンションの家賃相場に合わせて独自の設定を設けてある。

例外はその地域の相場によって、必ずしも2分の1に拘るのではなくて、入居していただく条件を整えるために、そのような規定で考えている施設も確かにある。

【青山恭造会長】

他になれば、以上で「公の施設の使用料改定について」は終了とする。

— スポーツ推進課 退室 —

次に、【報告事項】「今後の『公の施設の再配置計画』の取組について」行政改革推進課へ説明を求める。

【行政改革推進課：大瀧課長】

・資料No.2「今後の『公の施設の再配置計画』の取組について」に基づき説明

これから30年後、40年後を見据えた計画を来年度、1年間かけて作成することになっている。私たち世代で次の子や孫の世代にどのような施設を残すべきなのか、どの施設を我々で整理統合してきちんとしておくべきなのかを皆さんと一緒に意見を交換しながら共に考え、公の施設の再配置の計画を進めていきたいと考えている。また、細かなことに関しては皆様へ随時協議をさせていただきたいと考えている。

【青山恭造会長】

説明に対して、意見質問等求める。

【磯田委員】

資料の基本事項において計画期間が令和3年度から12年度の10年間となっている

が、いつから実施するのか。令和2年度に計画を作ると令和3年度から実施していくということになるのか。資料の「今後の取組イメージ」を見ると、おそらく資料のような検討であれば1年間でできるだろうと思った。それを検討してから地元の説明したり、いろいろな計画の策定をしたりして実施に移していくという話になっていくとすれば、令和2年度に今後の取組イメージが行われるのかと思ったのだが、そういう認識で良いか。

【行政改革推進課：大瀧課長】

そのとおりである。若干補足すると令和2年度内にこの計画を成案にし、令和3年度から実施をするということになる。ただ、現在、約700の施設があるので、いきなり減らすのではなく、10年間という期間の中で、この施設を廃止する場合には、そこを利用している方々に代替案を示しながら整理統合することが基本だと考えている。計画は1年程度かけて意見を聞きながらまとめ、実施にあたっては、令和3年度から12年度までの10年間でご理解を得ながら進めていきたいと考えており必要な期間を設けさせていただいた。資料の右側にある「ステップ1」、「ステップ2」、「ステップ3」というのは、あくまでも取組を進める考え方のイメージであり、ステップを順次踏んでいくということである。特に「ステップ2」と「ステップ3」に時間を掛けて行うことを考えている。

【町屋委員】

資料の「4 今後の取組イメージ」の図を見ると、A地区、B地区、C地区というのは、具体的な地区ではなく、各区だと考えると公民館が上の図から下の図まで1つしか記載されていない。交流施設は公民館の附属施設として使われている区があって、そういうところの交流施設が集約されて公民館になるのだというイメージなのかなと思うが、この図で見ると最終的にでき上がったA地区とB地区には公民館が何も書かれていないが、C地区にあるということは公民館自体も再編で、例えば3区に1つになるということが起こり得るということか。

【行政改革推進課：大瀧課長】

資料の図は、あくまでもイメージではあるが、その可能性はある。ただ公民館だけをターゲットにしているわけではなくて、あくまでも、公民館も一つの施設で実際利用形態を見てみると、「公民館」という看板が掛かっているけど実はコミュニティセンターだったりする。13区にはコミュニティプラザという表示もあるが、看板が何枚も掛かっ

ているところもあるので、公民館の建物についての議論では、人が集って活動が出来るということがメインになるので、資料には公民館という名で記載されているが、町屋委員のおっしゃるとおり、公民館を一つの名称として挙げている。A地区、B地区の中で一つになるかもしれないが、人が集って活動するという点では集会施設がきちんとA地区、B地区、C地区にも残るわけなので決して何かを一つにまとめるだけということではなくて、その施設の名称に関わらず実際にどう使われているか、そして、できるだけ利用者の方々に極端な不便を生じさせないように整理していきたい。場合によっては、残すべき施設3つを一つにすれば、スケールメリットが働いて維持管理費等が節減できる場合もあるので、それで生じた財源を施設機能等の充実などのために使うこともできる。これらの取組により残すべき施設をより充実させるという考え方もあるので、それはこれからの検討事項と思う。

【町屋委員】

資料の図から読み取るとしたら、公民館等交流施設や集会施設と記載されてあるものが、A地区やB地区からは廃止され、C地区の公民館に統合されるということも起こり得る。コミュニティプラザという名称として使われている区もあるが、なくなる場合もあるという理解でよろしいか。

資料の図には学校が記載されているが、資料の「施設一覧」には学校が載っていない。学校のことも含めて考えているか。学校は違う話になると思うが、非常に興味深い話なので、その辺もお聞きしたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

学校というのは、子どもの教育の場や義務教育の場という以外にも地域の活動の場もあるので図には分かりやすいように配置させていただいた。ただ、あくまでも学校は義務教育の場が主であり、子ども中心に考えるべき施設のため、子どもの教育環境を整えるという視点を一番中心に考えたい。経費の削減や機能集約等だけでは単純に比較できない。その点をご理解をいただきたい。

【小林委員】

確かに学校はいくつもあり、市の財政に負担になるからという単純なものではないことは分かるが、それならば、何故学校と書いたのか。

例えば大島区や安塚区、浦川原区などは、どんどん人口が減っていく。そのため、どうしても子どもの教育環境をしっかりと整えていきたいとすれば、それもきちんと考え

ていかなくてはいけないという感じはする。直江津区にも小学校が4つあるが、やはりきちんと考えていかないといけない。例えば国府小学校の幼年野球のチームが3つあったが、それが2つになった。来年はチームを維持できないかもしれないというような状況になってきている。そのため、その辺はもう少し割り切ってきちんとお話していただきたい。確かに小学校は地域の拠り所であることは分かるが、資料に記載されている以上は、しっかりと主体的に捉えていただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

教育委員会では板倉区について、教育環境の整備という視点を中心に動いている。公の施設の取組全般は、地元の方々の納得感が非常に大事だと私は思っているので、私たちの考えをきちんと伝え、次代を担う子どもたちが主役になるわけなので、その子どもたちの将来を見据えながら、今の意見などを踏まえて進めていきたいと考える。

【田村委員】

学校の合併問題等がいろいろと出てきて、昔の町村の学校が最近統合されているが、その中でやはり公的な施設も含めて丁寧な説明が非常に大事だと思う。小林委員も丁寧な説明が大事だと言われたが、直江津区も人口が減少しているので、そういう場合もやはり第一義に考えてやってもらいたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

先ほど納得感という言葉を使ったが、今の委員の趣旨と同じ意味を示すと理解したので、よろしくお願ひしたい。

【磯田委員】

財源不足とのことだが、令和2年度から4年度で約50億円取り崩している基金は、一体今幾らあるのかを教えてください。令和5年度以降において収支均衡を図る目途が立っていないという話だが、では目途はどのように立てるのか。或いはどうするかが、ある程度できているのか。毎年どれだけ使っていて、どれだけのお金が足りないのかを教えてください。

【行政改革推進課：大瀧課長】

基金がどのくらいあるのかという質問だが、約100億円ある。その内、令和2年度から令和4年度までの3年間で約50億円取り崩しを予定している。50億円もあるのかという感覚だと思うが、市の予算規模は1,000億円である。下水道等の特別会計も含めると約2,000億円の規模になるので、2,000億円の中で50億円から

100億円という金額で比較するとなると、心もとないなという金額になってしまう。

参考までに、50億円残った場合、今年、雪がたくさん降ったという、平年ベースに比べて除雪費が20億円や30億円程度多くなる年もあるので、50億円残っているからといって楽観できる数字ではないと考えている。

次に収支の状況の目途が立っていないという状況を説明させていただいたが、令和4年度までの財政計画の中で、最終年度で支出に対して収入が約7億8,000万円不足しているという推計の計画になっている。この7億8,000万円も、家計に例えると、毎月の給料で暮らしている中で、毎月家計が赤字の状態ですべての貯金を取り崩していきかねないような状況で生活をするとは非常に不安になるのは、どこの家庭でも一緒だと思う。その7億8,000万円の収支の不足を埋めるために、まずは極端に過剰となっているサービスがないか。これは近隣の他市町村並みの水準で全国市町村の中で、平均的なレベルにしておいていただきたい。それと、今ほど説明させてもらっている公の施設は、全国の市町村の中でも人口規模に比べ、数も多く1人当たりの面積も多い。そしてバブルの頃に多くの温浴施設ができたり、過剰な状態になっているので、先ほどから申し上げているように、果たして30年後40年後に、老朽した多くの施設を私たちの子どもの世代や孫の世代に喜んでこれを使ってもらえるのか、そこは業務を進める上で注意しているところである。

【増田副会長】

公の施設の再配置計画は、すでに計画があるのか。その計画をどのように見直すか。その関連を説明していただきたい。

【行政改革推進課：大瀧課長】

最初は合併後に取り組んでいたが、まだ計画というのはなかった。合併直後から公の施設の1人当たりの面積が非常に広いということと、全国でも断とつに施設数が多いということで施設の整理統合に着手し、平成23年度に第一次再配置計画を立てている。現在は第三次計画まで終了しており、今度は第四次計画ということになる。

経過としては以上だが、先ほどから説明するとおり、この取り組みは避けて通れないものであると思っているので、皆さんの意見を聴き、地域の実情に配慮しながら進めていきたいと考えている。

【青山恭造会長】

ほかに意見等はないので終了とする。

次に【自主的審議事項】「直江津まちづくり構想」について、事務局へ説明を求める。

【小池係長】

・資料No.4「地域の課題について」に基づき説明。

【青山恭造会長】

ただいまの事務局の説明のように「暮らし」と「空き家」について先回、皆さんからご意見等をいただいた。そこで本日は、「環境」と「観光」について皆さんからの意見を聴きたいが、例えば環境のほうから一つずつ詰めていき、観光のほうに移るというやり方でいきたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

では、「環境」の主な意見の中で「道が狭く雪捨て場に困る」という意見についてだが、地域によって感じ方が全く違うと思うので次に進む。

次の「子どもの通学の安全が問題」という文言に対して意見を求める。

【町屋委員】

この問題は危険度の違いはあるが、場所によって違うとかそういう話ではなく、どこかの家の前も子どもが通学して行くと思う。ただ、通学路の安全に対して取組をされている場所とされていない場所があるのか。私は自宅の前を通る子どものことしか分からない部分があるが、うちの町内であればPTAがローテーションを組んでいる。そのほかに町内会長や地域の人達が除雪をお手伝いしてくれるところもあるが、これは誰が責任持つものなのか。一義的にはやはりPTAでしかないのかとか、行政の支援はないのか。私の町内は町内会の役員の人たちが出てきてくれるが、他の町内はどうなのか。そういう部分が分からないと議論できないのではないか。この問題事態は全市的にあるはずである。

【田村委員】

私の町内の通学路はPTAの方々が除雪してくれる。そして、新光町では除雪機を市から借りて除雪している。通学路は比較的交通の激しいところは危険度が高いが、見守り隊もしっかりやっているので、私の町内は今のところ良いと思っている。

【青山恭造会長】

町内だと雁木のある所は雁木を通れるが、石橋や東雲町方面は駅の通路を通る。

ほかに何かあるか。

【増田副会長】

町内によって個々の取組をされており、それぞれ皆さんが努力されているので、その努力を引き続きお願いしたい。それ以外に地域協議会でこうすべきだというのはほとんど出てこない。例えば、歩道を整備してほしいとか、歩道の除雪をしっかりとしてほしいというのはあるが、単にそれだけの問題ではなく、市の予算が大変だと言っている中で、それだけ地域協議会が主張してもしかたないので、それは現状で努力してもらうしかないと思う。そのほかに地域協議会として問題にしなればいけないのは、土砂の流出や海水浴場の部分は一町内に任すわけにいかないので関係者を呼んで話を聞いて、その上で地域協議会として意見書を出す、出さないという扱いになると思うので、そのように考えていただければ、この環境のところは比較的わかり易いのではないかと思っています。

【田村委員】

加賀街道から線路を渡って国府小学校へ行く道は歩道もなく普通の道路で、隣は用水があり除雪も良くない。それで困っているようだ。それと国府小学校に上がる道だが、五智方面から上がる道に歩道がなく、道が狭くて非常に危険だということでこの問題が出た。

【伊藤委員】

加賀街道から国府小学校への通学路の件だが、国道8号から踏切の間に一部歩道がないので、県にお願いをしてグリーンラインを設けていただき、そこを通れるような安全対策を考えた。

そして、踏切を渡ってからは道が狭いが除雪はされている。子ども達は自動車が来た時に避けるために雪の上に上がる。それで滑るということで、冬は一方通行にならないかという話もあったが、これは県から難しいという回答をもらい、子ども達に注意喚起するしかできなかった。

郵便局から上がった所や小学校もそうだが、坂道で滑るということで五智地区の防犯組合として「滑るので注意」という標識を付けた。学校の入り口や入り口付近の十字路もそうだが、危険な箇所は把握できる範囲で標識を付けた。

このように地域でできる部分については努力をしている。

【青山恭造会長】

通学路に関しては各地域で取組をされていると思うので、状況を見ながら進めて行き

たい。

次に「沢水や土砂流出が問題」とあるがこれはどうか。

【伊藤委員】

これについても説明させていただく。国道8号沿いに鮮魚店があるが、直江津から糸魚川方面に走っていくと左側へ入る道があり、そこから国府2丁目町内になる。そこに北陸線を跨ぐところがあるが、跨いだ所に側溝があって国府2丁目町内を通過して池に水がいく。その水がオーバーしてしまい、オーバーした水が線路伝いの側溝も氾濫してしまう。昔、諏訪神社があったが、今は境内がなくなっており、その土砂が崩れた関係で堆積した水が地すべりになって泥水となって出る。市へ陳情したところ、そこに大きめのピットを造ってもらった。一時的なものだが、年間2回ぐらい土砂上げをして水をさばいているというような状況である。最近の雨でも被害がなかったので効果が出ているのだと思う。

五智地区は陳情しながら対策を進めている。

【青山恭造会長】

では、この問題については解決済みということで良いか。

【伊藤委員】

そうである。

【青山恭造会長】

今後も「直江津まちづくり構想について」は継続して協議していきたいと思っている。

次に「その他」について事務局へ説明を求める。

【小池係長】

・次回協議会：11月19日（火）午後6時から

【青山恭造会長】

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL：025-531-1337

E-mail：hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。